

兵庫県公安委員会告示第41-7号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の2第1項の規定に基づく聴聞について、同条第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年3月5日

兵庫県公安委員会  
委員長 澤田



- 1 聴聞の期日  
令和7年3月13日 午後1時から
- 2 聴聞の場所  
神戸市中央区下山手通5丁目4番1号  
兵庫県警察本部本館1階 聴聞会場

兵庫県警察本部告示第72号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の2第1項及び兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）第13条の規定に基づく聴聞について、道路交通法第104条の2第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年3月5日

兵庫県警察本部長 村 井 紀



1 聴聞の期日

令和7年3月13日 午前9時から

2 聴聞の場所

神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部本館1階 聴聞会場